

# BLOSSON サッカースクール 規約

## 第1条（名称）

本スクールは、BLOSSON サッカースクール（以下本スクール）と称する。

## 第2条（所在）

本スクールは茨城県つくば市東光台 3-20-2（BLOSSON FOOTBALL PARK 内）に主たる事務所を置く。

## 第3条（目的）

本スクールはサッカーを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツの楽しさや正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## 第4条（入会資格）

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- （1） 本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- （2） スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
- （3） BLOSSON サッカースクールの会員として認められた者。

## 第5条（入会手続）

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。
2. 所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者（以下スクール生という）は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

## 第6条（会費について）

### ■年会費

別に定める年会費を毎年度に納入するものとする。

### ■月会費

別に定めるコース別の月会費を毎月納入するものとする。（翌月分を引落となります）

（※入会時は月会費当月分＋年会費が掛かります）

### ■スポーツ安全保険

入会と同時にスポーツ安全保険へ加入するものとする。加入手続きはスクール事務局で行い、加入料は会員負担とする。

（保険加入料 800 円、期間は保険料納付日の翌日より入会年度末 3 月 31 日までです。）

一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いて返金しないものとする。

## 第7条（月会費の支払い方法）

月会費の支払い方法は、本スクールの指定する銀行（筑波銀行）口座から毎月 26 日（26 日が銀行休業日の場合は翌営業日）の引落により（手数料含む）支払うものとする。

会員は指定銀行に預金口座を開設の上、残高不足がないように、引落前日までに入金するものとする。(事務局にて口座振替依頼書をお渡しいたします)

引落ができなかった場合は、会員から本スクール指定口座へ月末までに振込こととする。その際の振込手数料(消費税含む)は会員負担とする。また、誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とする。

指定銀行(筑波銀行)口座を開設しない場合は振込により毎月26日までに会費を支払うものとし、その際の振込手数料(消費税含む)は会員負担とする。また、誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とする。(振込はスクール生名)

**振込先：筑波銀行 つくば営業部 普通 1429591 ブロッソン(カ**

月の途中で入会した場合は回数で割った月会費が発生する。

#### **第8条(会費の不返還)**

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

#### **第9条(会費の滞納)**

スクール生が、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、または当該スクール生を退会させることができる。

#### **第10条(指導内容)**

本スクールは指導指針を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

#### **第11条(練習日及び時間)**

1. 本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前に本スクールホームページにて通知する。

#### **第12条(幼児スクール)**

幼児スクール生は年会費のみとし、月会費は発生しない。また、年会費は入会した月により変動する。

#### **第13条(振替制度)**

##### ■施設都合・天候不良で中止による振替について

施設都合や天候不良でのスクール中止の場合は、別曜日のスクールに振替することができる。

##### ■自己都合での欠席による振替について

スクール開始1時間前までに事務局へ連絡(メールまたはTEL)すれば別曜日のスクールに振替することができる。(※無断欠席は振替できない。)

- ・ただし、原則として、週1回コースは月1回、週2回コースは月2回、週3回コースは月3回まで自己都合での欠席による振替ができる。
- ・学校行事での欠席は振替ができる。(ただし、1週間前までに事務局へ連絡すること)
- ・振替日に自己都合で再度振替制度を利用することはできない。
- ・幼児スクールは自己都合での振替制度は設けない。

#### ■振替可能期限

振替は欠席した月の翌月末までとし、それ以降は無効とする。

(例：10月13日に欠席した場合 → 11月30日まで振替可能)

※振替制度はスクール回数を保障するものではなく、サービスの一環として利用していた  
だいておりますので、何らかの理由で振替ができない場合の会費の返金や期間の延長は  
しません。

#### 第14条 (スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。
- (2) 本スクールの目的に沿うよう努めること。
- (3) 『BLOSSON サッカースクール規約』及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
- (4) 練習及び試合に際して、本スクールが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。

#### 第15条 (休会)

1. 本スクールの休会(引き続き1ヶ月以上3ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、前月10日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は3ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等の納入については発生しない。

#### 第16条 (退会)

退会を希望するスクール生は、退会希望月の前月10日までに所定の方法により、その旨を届け出なければならない。

#### 第17条 (スクール生の変更事項)

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、「各種変更届」により速やかにその旨、届け出なければならない。

#### 第18条 (除名)

本規約に違反する等、BLOSSON サッカースクール生として相応しくないと認めた者に対し、

本スクールは退会させることができる。

#### **第19条（事故の責任）**

1. スクール生は、本スクールが行う、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. スクール生は本スクールが指定するスポーツ安全保険に必ず加入するものとする。

#### **第20条（休校・閉鎖）**

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となった事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

#### **第21条（写真・映像の使用）**

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を BLOSSON サッカースクールホームページ、その他プロモーションに使用する場合があります。

#### **第22条（個人情報の取り扱い）**

本スクールは、法令を遵守し、当スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。また、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

#### **第23条（細則）**

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

#### **第24条（発効）**

本規約は2018年4月1日より発効するものとする。

# **BLOSSON**